

民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文

都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（都市再生事業に係る認可等に関する処理期）

第四十二条 都市再生事業を行おうとする者が国土交通省令で定めるところにより当該都市再生事業を施行するために必要な次に掲げる認可、認定又は承認（以下この節において「認可等」という。）の申請を行った場合には、当該認可等に關する処分を行う行政庁は、当該申請を受理した日から三月以内で認可等ごとに政令で定める期間以内において速やかに当該処分を行うものとする。

一 都市再開発法第七條の九第一項、第七條の十六第一項、第十一條第一項から第三項まで、第三十八條第一項、第五十條の二第一項、第五十條の九第一項、第五十一條第一項後段（同法第五十六條において準用する場合を含む。）、第五十八條第一項、第二百二十九條の二第一項又は第二百二十九條の五第一項の規定による認可又は認定

二 密集市街地整備法第二百二十二條第一項、第二百二十九條第一項後段（密集市街地整備法第八十四條において準用する場合を含む。）又は第八十八條第一項の規定による認可

三 土地区画整理法第四條第一項前段、第十條第一項前段、第十四條第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段、第三十九條第一項前段、第五十一條の二第一項前段、第五十一條の十第一項前段、第五十二條第一項後段、第五十五條第十二項、第七十一條の二第一項又は第七十一條の三第十四項の規定による認可

四 都市計画法第五十九條第一項から第四項まで又は第六十三條第一項の規定による認可又は承認

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）（抄）

（定義）
第二条 略

第三条 略
4 この法律において「施行地区」とは、土地区画整理事業を施行する土地の区域をいう。
5 略

（土地区画整理事業の施行）
第三条 略

2 宅地について所有権又は借地権を有する者が設立することができる土地区画整理組合は、当該権利の目的である宅地を含む一定の区域の土地について所有権又は借地権を有する者が設立することができる。

3 宅地については、当該所有権又は借地権の目的である宅地を含む一定の区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。

一 土地区画整理事業の施行を主たる目的とするものであること。

二 株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものであること。

三 施行地区となるべき区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が、株式会社にあつては総株主の、有限会社に

あつては総社員の議決権の過半数を保有している者及び当該株式会社又は有限会社が所有する施行地区となるべき区域内の宅地の

四 前号の議決権の過半数を保有している者及び当該株式会社又は有限会社が所有する施行地区となるべき区域内の宅地の

地積とそれらの者が有する借地権の目的となつて、その区域内の宅地の地積と

借地権の目的となつて、その区域内の宅地の地積と

有者又は共同借権者であるときは、当該宅地又は借地権の目的となつて、この場合において、これらの者が有する所有権又は借

地権の共有持分の割合を乗じて得た面積を、当該宅地又は借地権の目的となつて、当該者が有する所有権又は借

地権の共有持分の割合を乗じて得た面積を、当該宅地又は借地権の目的となつて、当該者が有する所有権又は借

は借地権の目的となつて、当該宅地又は借地権の目的となつて、当該者が有する所有権又は借

五 都道府県又は市町村は、施行区域の土地について、国の利害に重大な関係がある土地区画整理事業で災害の発生その他特別の事

情により急施を要する認められるものうち、国土交通大臣が施行する公共施設に関する工事と併せて施行することが必

要である認められるものうち、国土交通大臣が施行する公共施設に関する工事と併せて施行することが認められるも

の要である認められるものうち、国土交通大臣が施行する公共施設に関する工事と併せて施行することが認められるも

情により急施を要する認められるものうち、国土交通大臣が施行する公共施設に関する工事と併せて施行することが認められるも

に、国土交通大臣は、施行区域の土地について、国の利害に重大な関係がある土地区画整理事業で災害の発生その他特別の事

情により急施を要する認められるものうち、国土交通大臣が施行する公共施設に関する工事と併せて施行することが認められるも

に、国土交通大臣は、施行区域の土地について、国の利害に重大な関係がある土地区画整理事業で災害の発生その他特別の事

情により急施を要する認められるものうち、国土交通大臣が施行する公共施設に関する工事と併せて施行することが認められるも

に、国土交通大臣は、施行区域の土地について、国の利害に重大な関係がある土地区画整理事業で災害の発生その他特別の事

情により急施を要する認められるものうち、国土交通大臣が施行する公共施設に関する工事と併せて施行することが認められるも

に、国土交通大臣は、施行区域の土地について、国の利害に重大な関係がある土地区画整理事業で災害の発生その他特別の事

第八條 事業計画に関する関係権利者の同意

第一項 事業計画の第一項に規定する認可を申請しようとする者は、その者以外に施行地区となるべき区域内の宅地について権利

を有する者があつて、その者が有する権利を行使するに当たっては、その者の同意を得なければならない。但し、その権利をもつて認

可を申請しようとする者に対しては、事業計画に於いてこれら者の同意を得なければならない。但し、その権利をもつて認

第十四條 第三條第二項に規定する土地区画整理組合（以下「組合」という。）を設立しようとする者は、七人以上共同して

（設立の認可）

第十四條 第三條第二項に規定する土地区画整理組合（以下「組合」という。）を設立しようとする者は、七人以上共同して

（設立の認可）

、定款及び事業計画を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合を設立しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2
4 略

(定款)

第十五条 前条第一項又は第二項の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 十一 略

十二 その他政令で定める事項

(定款及び事業計画又は事業基本方針に関する宅地の所有者及び借地権者の同意)

第十八条 第十四条第一項又は第二項に規定する認可を申請しようとする者は、定款及び事業計画又は事業基本方針について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれ三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつていないその区域内の宅地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地権の目的となつている宅地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

(借地権の申告)

第十九条 前条に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。

2
4 略

(事業計画の案の作成及び組合員への周知等)

第十九条の二 第十四条第二項の規定により設立された組合は、同条第三項の事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、事業計画の案を作成し、国土交通省令で定めるところにより、説明会の開催その他組合員に当該事業計画の案を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の組合員は、同項の事業計画の案について意見がある場合においては、国土交通省令で定めるところにより、組合に意見書を提出することができる。ただし、事業基本方針において定められた事項については、この限りでない。

3 組合は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その意見書に係る意見を勘案し、必要があると認めるときは事業計画の案に修正を加えなければならない。

4 組合が成立した後、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、前三項の規定による組合の事務は、第十四条第二項の規定による認可を受けた者が行うものとする。

(設立の認可の基準等及び組合の成立)

第二十一条 都道府県知事は、第十四条第一項から第三項までに規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号(同項に規定する認可の申請にあつては、第三号を除く。)のいずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可を

しなればならない。

一 略
二 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあつては、前条第三項の規定による都道府県知事の命令を含む。）に違反していること。

三・四 略
2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第四条第十二項に規定する開発行為が同法第三十四条各号のいずれかに該当すると認めるときでなければ、第十四条第一項又は第二項に規定する認可をしてはならない。

3 都道府県知事は、第十四条第一項又は第三項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、事業施行期間、施行地区へ施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。）その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、施行区域の土地について施行する土地区画整理事業については、国土交通大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならぬ。
4 都道府県知事は、第十四条第二項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、施行地区その他国土交通省令で定める事項を公告しなければならない。

5・6 略
7 組合は、第十四条第一項の認可に係る第三項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、第四項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、同条第三項の認可に係る第三項の公告があるまでは事業計画をもつて、組合員その他の第三者に対抗することができない。

（組合員）
2 第二十五条 組合が施行する土地区画整理事業に係る施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、すべてその組合の組合員とする。

（総会の会議及び議事）
第三十四条 略

2 第三十一条第一号及び第三号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項、同条第十一号に掲げる事項並びに組合の解散及び合併の決定に関する総会の議事は、前項の規定にかかわらず、組合員の三分の二以上が出席し、施行地区内の宅地について所有権を有する出席組合員及びその地区内の宅地について借地権を有する出席組合員のそれぞれの三分の二以上で決する。第十八条後段の規定は、この場合について準用する。

3 略
（定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更）
第三十九条 組合は、定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定める

2 と第七條の規定は、施行地区又は新たに施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。この項において準用する第十八條又は事業基本方針の変更については、第十八條の規定は、第十九條の規定は、この項における借地権の申告について、第十九條の二の規定は、事業基本方針の変更について、認可を受けて事業計画を定めようとする組合に於いて、第二十條の規定は、第二十一條第一項、第二項及び第六項の規定は、前項に規定する場合又は同項に規定する場合に於いて、第二十條の規定は、事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）について前項に規定する場合又は同項に規定する認可をした場合に於いて、第二十一條第一項、第二項及び第六項の規定は、前項に規定する場合又は同項に規定する認可をした場合に於いて、第二十一條第一項、第二項及び第六項の規定は、前項に規定する場合又は同項に規定する認可をした場合に於いて、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、事業施行期間、施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。）その他国土交通省令で定める事項についてのの変更に係る事項を公告し、かつ、施行区域の土地について施行する土地区画整理事業については、国土交通大臣及び関係市町村長に変更に係る施行地区又は設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する認可（第十四條第一項又は第三項に規定する認可に係る定款又は事業計画の変更についてのものに限る。）をした場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、事業施行期間、施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。）その他国土交通省令で定める事項についてのの変更に係る事項を公告し、かつ、施行区域の土地について施行する土地区画整理事業については、国土交通大臣及び関係市町村長に変更に係る施行地区又は設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

4 市町村長は、第一項の規定による申請があつた場合においては、地方税の滞納処分の例により滞納処分をする。この場合においては、組合は、市町村長の徴収した金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならぬ。この場合においては、第一項の規定による申請を受けた日から三十日以内に滞納処分の着手せず、又は九十日以内にこれを終了しない場合においては、組合の理事は、都道府県知事の認可を受けて、地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができ。

5 第四十一條（賦課金等の滞納処分）
 第四十一條 組合は、賦課金、負担金、分担金又は過怠金を滞納する者がある場合においては、督促状を發して督促し、その者がその督促状において指定した期限までに納付しないときは、市町村長に対し、その徴収を申請することができる。

6 第五十條 略
 第七條 略
 第八條 略

第九條 組合は、合併しようとする場合において、その組合に借入金があるときは、その合併についてその債権者の同意を得なければならない。

第五十一条の二 (施行の認可)
土地区画整理事業を第三項の規定により施行しようとする者は、規準及び事業計画を定め、その土地区画整理事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の申請は、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

第五十一条の三 (規準)
前条第一項の規準には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 七 略
八 その他政令で定める事項

第五十一条の六 (規準及び事業計画に関する宅地の所有者及び借地権者の同意)
第五十一条の六 第五十一条の二第一項に規定する認可を申請しようとする者は、規準及び事業計画について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれの三分の二以上の同意を得なければならない。この場合において、その区域内の宅地の地積と借地権の地積との合計が有する借地権の目的となつていない区域内の宅地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地権の目的となつていない宅地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

第五十一条の七 (借地権の申告)
前条に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。
2 第十九条第二項から第四項までの規定は、前項に規定する申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前条」とあるのは、「第五十一条の六」と読み替えるものとする。

第五十一条の八 (規準及び事業計画の縦覧並びに意見書の処理)
第五十一条の八 都道府県知事は、第五十一条の二第一項に規定する認可の申請があつた場合においては、政令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長に、当該規準及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない。ただし、当該申請に関し明らかに次条第一項各号のいずれかに該当する事実があり、認可すべきでないと思われる場合又は同条第二項の規定により認可をしてはならないことが明らかであると認める場合においては、この限りでない。

第五十一条の九 (施行の認可の基準等)
都道府県知事は、第五十一条の二第一項に規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。
一 申請者が第三条第三項各号に掲げる要件のすべてに該当する株式会社又は有限会社でないこと。

第六十九條 略
（施行規程及び事業計画の決定及び変更）

7 前項の場合においては、国土交通大臣は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の名称、事業施行期間、施行地区その他国土交通省令で定める事項を公告しなければならない。

8 9 第一項から第五項までの規定は、第六十六條第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとする場合（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）について、第六項から前項までの規定は、同條第一項の事業計画の変更をした場合（政令で定める軽微な変更をした場合を除く。）について、第七項から前項までの規定は、同條第一項の事業計画を変更した場合について準用する。この場合において、第六項中「施行地区へ」とあるのは「変更に係る施行地区へ」と、及び設計の概要を「とあるのは「又は設計の概要を」とあるのは「とあるのは」と、第七項中「を公告し」とあるのは「変更に係る事項を公告し」と、前項中「事業計画をもつて」とあるのは「事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。

第七十條の三 略
（施行規程及び事業計画）

11 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前條第一項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の名称、事業施行期間、施行地区（施行地区を工区に分ける場合は、施行地区及び工区以下この項において同じ。）その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係都道府県知事及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

15 12 14 第一項の規定は、前項に規定する認可の申請をしようとする場合について、第三項から第十項までの規定は、前項に規定する認可をした場合において、第一項、第三項、第四項及び第十項までの規定は、前項に規定する認可をした場合について、第一項、第三項、第四項及び第十項中「施行規程及び事業計画をもつて」とあるのは「施行規程又は事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。

第七十二條 国土交通大臣、都道府県知事、市町村長又は独立行政法人都市再生機構理事長（以下「機構理事長等」という。）は、第三條第四項若しくは第五項、第三條の二又は第三條の三の規定により施行する土地画整理事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。第三條第一項の規定により土地画整理事業を施行しようとする者又は区画整理会社について、その者が、組合、同條第三項の規定により土地画整理事業を施行しようとする者又は区画整理会社について、その者が

（測量及び調査のための土地の立入り等）
（以下「機構理事長等」という。）は、第三條第四項若しくは第五項、第三條の二又は第三條の三の規定により施行する土地画整理事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。第三條第一項の規定により土地画整理事業を施行しようとする者又は区画整理会社について、その者が、組合、同條第三項の規定により土地画整理事業を施行しようとする者又は区画整理会社について、その者が

2 当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けた場合においては、同様とする。
7 略

（技術的援助の請求）

第七十五条 第三項の規定により土地画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者、組合、同条第三項の規定により土地画整理事業を施行しようとする者又は区画整理会社は都道府県知事及び市町村長に対し、市町村（同条第四項の規定により土地画整理事業を施行しようとする者又は都道府県知事、都道府県（第三条第四項の規定により土地画整理事業を施行する場合に限る。）は国土交通大臣及び都道府県知事に対し、都道府県（第三条第四項の規定により土地画整理事業を施行する場合に限る。）は国土交通大臣及び都道府県知事、都道府県知事及び市町村長に対し、土地画整理事業の施行の準備又は施行のために、それぞれ土地画整理事業に關し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

（建築物等の移転及び除却）

第七十七条 略

7 施行者は、第二項の規定により建築物等の所有者に通知した期限後又は第四項後段の規定により公告された期限後においては、第二項の規定により建築物等を移転し、若しくは除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に建築物等を移転し、若しくは除却させることができる。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社は、建築物等を移転し、又は除却しようとするときは、あらかじめ、建築物等の所在する土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けなければならない。

8 略

9 略

（移転等に伴う損失補償）

第七十八条 略

4 行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定は施行者（個人施行者、組合及び区画整理会社を除く。）が第二項の規定により費用を徴収する場合について、第四十一条の規定は施行者又は区画整理会社及び同項の規定により徴収する徴収金を滞納する者がある場合について、この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「組合」とあるのは「組合又は区画整理会社」と読み替えるものとする。

5 略

6 略

（土地の使用等）

第七十九条 第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、移転し、又は除却しなければ

第八十八条 第八条の規定は換地計画について認可を申請しようとする個人施行者について、第五十一条の六の規定は換地計画について認可を申請しようとする区画整理会社について準用する。この場合において、第八條第一項及び第五十一条の六中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「換地計画に係る区域」と読み替えるものとする。

2 第三條第四項若しくは第五項、第三條の二又は第三條の三の規定による施行者は、第二項の規定により縦覧に供すべき換地計画を作成しようとする場合及び第四項の規定により意見書の内容を審査する場合においては、土地区画整理審議会の意見を聴かなければならない。

第七 略

第九十一条 第三條第四項若しくは第五項、第三條の二又は第三條の三の規定により施行する土地区画整理事業の換地計画においては、災害を防止し、及び衛生の向上を図るため宅地の地積の規模を適正にする特別な必要があると認められる場合に、その換地計画に係る区域内の地積が小である宅地について、過小宅地とならないように換地を定めることができる。

2 略

第九十二条 第三條第四項若しくは第五項、第三條の二又は第三條の三の規定により施行する土地区画整理事業の換地計画においては、災害を防止し、及び衛生の向上を図るため借地の地積の規模を適正にする特別な必要があると認められる場合に、その換地計画に係る区域内の地積が小である借地の借地権について、過小借地とならないように当該借地権の目的となるべき宅地又はその部分を定めることができる。

2 第九十五条 略

第九十六条 略

第七 第三條第四項若しくは第五項、第三條の二又は第三條の三の規定による施行者は、前各項の規定により換地計画において特別の定めをしようとする場合においては、土地区画整理審議会の同意を得なければならない。

第九十六条 略

第三條第四項若しくは第五項、第三條の二又は第三條の三の規定による施行者は、前項の規定により保留地を定めようとする場合においては、土地区画整理審議会の同意を得なければならない。

(換地計画の変更)

第九十七条 個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等は、換地計画を変更しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画の変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合においては、個人施行者、組合又は区画整理会社がその申請をしようとするときは、換地計画に係る区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2 略
3 第五十一条の六の規定は換地計画を変更しようとする区画整理会社について、第八十六条第四項及び第五項の規定は個人施行者以外の施行者から第一項に規定する認可の申請があつた場合について、第八十八条第二項から第七項までの規定は個人施行者以外の施行者が換地計画を変更しようとする場合（政令で定める軽微な又は形式的な変更をしようとする場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十一条の六中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「換地計画に係る区域」と、第八十八条第二項中「その換地計画」とあるのは、「その換地計画の変更に係る部分」と読み替えるものとする。

（仮換地の指定）
第九十八条 略

2 略
3 第一項の規定により仮換地を指定し、又は仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定しようとする場合においては、あらかじめ、その指定について個人施行者は、従前の宅地の所有者及びその宅地について同項の後段に規定する権利をもつて施行者に対抗することができる者並びに仮換地となるべき宅地の所有者及びその宅地について同項の部会又は総代会の同意を得なければならぬものとし、第三項第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、土地区画整理審議会の意見を聴かなければならぬものとする。

4 区画整理会社は、第一項の規定により仮換地を指定し、又は仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定しようとする場合においては、あらかじめ、その指定について所有権を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有する借地権を有する借地権の目的となつていない。この区域の宅地の積との合計が、その区域内の宅地の積と借地権の目的となつていない。この区域の宅地の積との合計が、その区域内の宅地の積と借地権の目的となつていない。

5 略
6 略
7 略

（換地処分）
第一百零三条 略

2 略
3 個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等は、換地処分をした場合においては、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（保留地等の処分）

- 三 施行地区の変更に伴う設計の概要の変更で、施行地区から除外される区域についての設計を廃止したにとどまると認められるもの
- 四 事業施行期間の修正又は変更
- 五 幅員四メートル以下の道路の廃止又は当該道路に代わるべき道路で幅員四メートル以下のもの新設
- 六 道路又は水路の起点又は終点の修正又は変更を伴わない位置の修正又は変更で、修正又は変更後の道路又は水路の中心線の当初事業計画において定めようとし、又は定めた中心線からの振れが当該道路又は水路の幅員以下のもの
- 七 道路の幅員の縮小で、縮小後の道路の幅員が四メートル未満とならず、かつ、当初事業計画において定めようとし、又は定めた幅員から二メートル以下を減ずることとなるもの
- 八 は公園、広場又は緑地の区域の縮小で、縮小された区域の面積の合計が当該施設の当初事業計画において定めようとし、又は定めた面積からその十分の一を減ずることとならないもの
- 九 資金計画の修正又は変更

2・3 略

(国庫負担金)

- 第六十三条 法第十八条第三項の規定により国が負担する費用の額は、土地区画整理事業に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額に二分の一を乗じて得た額とする。
 - 一 公共施設(第六十七条に規定する運河及び公共物揚場については、国土交通大臣が特に重要と認めて指定したものに限り)の新設及び変更の工事に要する費用
 - 二 法第七十七条第一項の規定による建設物等の移転及び除却の工事に要する費用
 - 三 整地工事に要する費用
 - 四 法第九十三条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する建築物の建築工事に要する費用
 - 五 前各号に掲げる工事に要する機械器具費及び工事雑費
 - 六 第一号から第四号までに掲げる工事、事業計画の設定、換地計画の作成及び仮換地の指定に必要な測量に要する費用
 - 七 法第七十三条の規定による土地の立入等に伴う損失の補償、法第七十八条の規定による建築物等の移転等に伴う損失の補償及び法第一百一条の規定による仮換地の指定等に伴う損失の補償に要する費用
 - 八 国土交通大臣が必要と認め、法第九十九条第一項に規定する減価補償金に充てる費用
 - 九 権利調査、土地等の評価、換地設計書の作成、仮換地の指定、登記、市町村の区域内の町又は字の名称及び地番の整理並びに清算金の徴収及び交付に要する費用
 - 十 並びに旅費、諸手当、備品費、消耗品費その他の一般事務費

2・3 略

(事務所備付簿書)

- 第七十三条 法第八十四条第一項に規定する政令で定める簿書は、次に掲げるものとする。
 - 一 土地区画整理事業に関する、当該施行者が受けた行政庁の認可その他の処分を証する書類
 - 二 組合にあつては、組合員名簿、總會及び総代会の会議の議事録並びに通常總會の承認を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録

三 区画整理会社にあつては、株主名簿又は社員名簿、株主總會又は社員總會の議事録、営業報告書、貸借対照表及び損益計算書

四 及び土地区画整理審議会の意見（同意又は不同意の意見を含む。）を記載した書類

五 含まないものとし、その他の施行者にあつては所有権以外の登記のない権利を有する者（個人施行者にあつては施行者に対抗することのできない権利を有する者を除く。）の登記のない権利により同条第一項の規定による移転、変更又は消滅の届出のないものを有する者を含む。）の又は所有権以外の氏名（法人にあつては、その名称）及びその権利の内容を記載した簿書

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているもの全部又は一部で政令で定めるものを

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 旅行病人及び旅行死亡人の取扱に関する事務
- 五の二 社会福祉事業に関する事務
- 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
- 六の二 家庭及び寡婦の福祉に関する事務
- 六の三 老人福祉に関する事務
- 七 母子保健に関する事務
- 八 削除
- 九 食品衛生に関する事務
- 十 墓地、埋葬等の規制に関する事務
- 十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
- 十二 結核の予防に関する事務
- 十三 都市計画に関する事務
- 十四 土地区画整理事業に関する事務
- 十五 屋外広告物の規制に関する事務

（中核市の権能）

第二百五十二条の二十二 中核市（次条に掲げる要件を備えた市であつて政令で指定するものをいう。以下同じ。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することにより指定都市が処理することと比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 略

（指定都市の指定があつた場合の取扱い）
第二百五十二条の二十六 中核市に指定された市について第二百五十二条の十九第一項の規定による指定都市の指定があつた場合は、当該市に係る第二百五十二条の二十二第一項の規定による中核市の指定は、その効力を失うものとする。

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）（抄）

（特別の議決）

第三十三条 第三十条第一号及び第三号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項並びに同条第九号から第十一号までに掲げる事項は、総組合員の三分の二以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上で、かつ、施行地区内の宅地について所有権を有する出席者の議決権及び施行地区内の宅地について借地権を有する出席者の議決権のそれぞれ三分の二以上で決する。第十四条第一項後段の規定は、この場合について準用する。

都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）（抄）

（都市開発資金の貸付け）

第一条 国は、地方公共団体に対し、次に掲げる土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる。
一 人口の集中の著しい政令で定める大都市（その周辺の地域を含む。）又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第四条第一項の規定により指定された地方拠点都市地域の中心となる都市で政令で定めるもの（その周辺の地域を含む。）の秩序ある発展を図るために整備されるべき主要な道路、公園、緑地、広場その他の政令で定める公共施設で、都市計画において定められたもの区域内の土地
二 次に掲げる土地（イからニまでに掲げる土地にあつては都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十二条の四第一項第二号に規定する防災街区整備地区計画の区域で政令で定めるもの及び同法第八十三条第一項第三号に規定する高度利用地区の区域その他の政令で定める区域の内にあり、その計画の整備改善を促進するために有効に利用でき、既に市街地を区画する必要がある重要な市街地の区域内にあり、その計画的な整備改善を促進する既成市街地及びこれに接続して既に市街地を区画している区域の土地）
イ 形成している区域の土地
ロ 近畿圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成都市区域及びこれに接続して既に市街地を形成している区域の土地
口 形成している区域の土地（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域及びこれに接続して既に市街

第二条 略

1 前条第四項の国又は地方公共団体の貸付金の償還期間、据置期間、償還方法及び償還期限は、次の表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の償還期間の欄、据置期間の欄、償還方法の欄及び償還期限の欄各項に掲げるとおりとする。

項	区分	償還期間	据置期間	償還方法	償還期限
三	前条第四項第一号から第三号までの貸付金のうち施行者が保留地の全部又は一部を、国土交通省令で定めるところにより公募して譲渡しようとしたにもかかわらず譲渡することができなかつた場合における当該保留地の管理処分における費用に充てるための貸付金	二十五年以内（据置期間を含む。）	十年以内	均等半年賦償還	略
略	略	略	略	略	略

6 略

7 前条第三項又は第四項の地方公共団体の貸付金の貸付けを受けた者が貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき、その他貸付けの条件に違反したときは、当該地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該貸付けを受けた者から加算金を徴収することができるものとし、かつ、その徴収した加算金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

8 前項に定めるもののほか、前条第三項から第五項までの国又は地方公共団体の貸付金に関する償還期限の繰上げ又は延長、延滞金の徴収その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

9 略

10 略

都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（抄）

（特にその買取りが促進されるよう配慮して貸付金の利率を定める地方拠点都市地域の中心となる都市の土地）

第二十五条 法第二条第一項の政令で定める土地は、同意基本計画に係る拠点地区の区域内の土地とする。

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）（抄）

（入居者の募集方法）

第二十二條 事業主体は、災害、不良住宅の撤去、公営住宅の借上げに係る契約の終了、公営住宅建替事業による公営住宅の除却その他政令で定める特別の事由がある場合において特定の者を公営住宅に入居させる場合を除くほか、公営住宅の入居者を公募しなければならない。

2 略
新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）（抄）

（政令への委任）
第六十六條 この法律における土地区画整理法の準用について必要な技術的読替えその他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）

（義務教育施設用地）
第二十條 略

2 略
3 略
4 土地区画整理法第九十五条第七項の規定は第一項又は前項の規定により換地計画において特別の定めをしようとする場合について、同法第一百四条第九項の規定は第一項の規定により換地計画において定められた換地について準用する。

（公営住宅等及び医療施設等の用地）
第二十一條 略

2 土地区画整理法第一百四条第十一項及び第一百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地に
3 ついて準用する。
3 略

（土地区画整理法の準用）

第五十一條 土地区画整理法第七條の規定は第三十七條第一項の事業計画を定めようとする者について、同法第十八條及び第十九條の規定は第三十七條第一項の規定による認可を申請しようとする者について、同法第二十条、第二十一条（第二項及び第四項を除く。）、第二十四条、第二十六条から第二十九条まで、第三十九条（第五項を除く。）、及び第四十三條から第五十一条まで（第四十五条第三項及び第五十条第二項を除く。）の規定は組合について準用する。

（土地区画整理法の準用）

第五十七條 土地区画整理法第五十五条及び第五十八条から第六十五条までの規定は、都府県又は市町村が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業について準用する。

（土地区画整理法の準用）

第六十二条 土地区画整理法第五十八条から第六十五条までの規定は、機構又は地方公社が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業について準用する。

(土地区画整理法の準用)
第七十一条 土地区画整理法第七十四条及び第七十七条から第八十五条までの規定は、住宅街区整備事業について準用する。

(換地計画の決定及び認可)
第七十二条 略
2 土地区画整理法第八十六条第二項から第四項までの規定は、前項の換地計画について準用する。

(義務教育施設用地)
第七十九条 略
2 第二十条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

(保留地)
第八十条 略
2 略
3 土地区画整理法第九十六条第三項の規定は、前項の規定により保留地を定めようとする場合について準用する。

(換地計画の変更)
第八十一条 略
2 土地区画整理法第九十七条第一項後段、第二項及び第三項の規定は、換地計画の変更について準用する。

(土地区画整理法の準用)
第八十二条 土地区画整理法第八十八条、第八十九条、第九十条から第九十二条まで、第九十四条及び第九十五条の規定は、換地計画について準用する。
2 略

(土地区画整理法の準用)
第八十三条 土地区画整理法第三章第三節から第七節までの規定は、住宅街区整備事業について準用する。

(土地区画整理法の準用)
第一百一条 土地区画整理法第二百二十八条から第三百三十条まで及び第三百三十二条から第三百三十六条までの規定は、住宅街区整備事業について準用する。

(政令への委任)
第百九条 この法律における土地区画整理法の準用について必要な技術的読替えその他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)(抄)

(設立及び組織)

第六十八条 司法書士及び司法書士法人は、その専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、公共嘱託登記司法書士協会と称する民法第三十四条の規定による社団法人(以下「協会」という。)を設立することができる。

土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)(抄)

(設立及び組織)

第六十三条 調査士及び調査士法人は、その専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、公共嘱託登記土地家屋調査士協会と称する民法第三十四条の規定による社団法人(以下「協会」という。)を設立することができる。

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)(抄)

(定義)

第二条 略

この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であつて、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

次に掲げる事業の種類のうち、次に掲げる要件を満たしている事業であつて、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業

二 略
三 略
五 略

第三十三條 略 (免許等に係る環境の保全の配慮についての審査等)

2 前項の場合においては、次の各号に掲げる当該免許等(次項に規定するものを除く。)の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一定の基準に該当している場合には免許等を行うものとする旨の法律の規定であつて政令で定めるものに係る免許等
に当該免許等を行う者は、当該免許等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に関する審査と前項の規定
に基づき、当該免許等を拒否する審査の結果を併せて判断するものとし、当該基準に該当している場合であつても、当該判断に

3 二・三 略
4 略